

## インドネシアの改正特許法の施行について

2016年8月15日

ジェトロ・バンコク事務所

2016年7月28日、インドネシア知的財産総局は、インドネシア国会が、現在の特許法（2001年No.14）に代わる改正特許法案を可決したことを同庁ウェブサイトで発表した<sup>1</sup>。改正特許法の主なポイントは以下の通り。

### ① 年金不払いに関する猶予期間の短縮

年金が期限までに支払われなかった場合には特許は取り消されるものとする一方で、特許権者は支払期限の7日前までに最大12か月間の支払期限の延長を申請することができることとされた（第128条）。

### ② 小特許の対象の拡大

旧法では、小特許は製品にのみ認められていたが、改正特許法では対象の限定がなくなり、小特許の対象が拡大された（第3条2項）。

### ③ 職務発明の対価

職務発明において、従業員は、当該発明から得られた経済的利益の対価に関する合意に基づいて補償を得る権利を有するとされた（第12条3項）。

### ④ 特許権者の特許使用義務

特許権者は、インドネシアにおいて製品を製造し、またはその製造方法を使用する義務を負い、その製品の製造又は製造方法の使用は技術移転を伴わなければならないとされた（第20条）。

### ⑤ 実体審査期間の短縮

特許についての実体審査期間が従来の36か月から30か月に、小特許についての実体審査期間が従来の24か月から12か月に短縮された（57条及び124条）。

### ⑥ 強制ライセンス

特許権が付与された医薬品について、一定の医薬品を必要とし、疾病に苦しめられている発展途上国に対して輸出するライセンスを付与するとされた（第93条）。

改正特許法は、国会での可決後30日経過後の8月27日に自動的に施行されるが、大統領が30日以内に署名した場合には施行が早まる可能性がある。改正特許法は、国の経済発展をもたらす国内におけるイノベーション及び技術利用を奨励し、また、発明者の発明の報奨を保護するとともに、遺伝資源及びインドネシアの伝統知識の保護をも図っている。

なお、改正特許法の全文（インドネシア語）は、下記のウェブサイトから入手可能である。

<http://www.hukumonline.com/pusatdata/detail/lt579b3180657c2/node/534/rancangan-uu-tahun-2016-paten>

<sup>1</sup> インドネシア知的財産総局の該当ウェブページ（インドネシア語）

<http://www.dgip.go.id/humas/193-press-release-penyelesaian-pembahasan-ruu-tentang-paten-dalam-paripurna-dpr-ri>

本内容は、日本貿易振興機構が2016年7月入手している情報に基づくものであり、その後の法律改正などによって変わる場合があります。また、掲載した情報・コメントは当該機構の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこの通りであることを保証するものではないことを予めお断りします。